外国人留学生を支援しませんか

福岡よかトピア国際交流財団では、企業や団体、個人からの寄付により、外国人留学生へ奨学金を給付しています。

●冠奨学金

「冠奨学金」とは、福岡都市圏の大学に在籍する留学生が対象の「留学生育英奨学金」のことで、寄付者が奨学金の名称や給付条件等を設定することができます。

寄付した企業や団体を奨学生が訪問するなど、交流の機会を設け、金銭的な支援だけでなく、お互いの顔が見える関係づくりができます。個人の寄付者の中には、奨学生と交流を深め、福岡での保護者的存在になっている人もいます。

寄付した企業にお礼訪問(奨学生は左から2、3、5番目)

寄付金額の目安は、大学院生向けが年額50万円、学部生向けが年額30万円程度です。多くの企業・団体等から寄付を受け、現在八つの冠奨学金があります。

●冠奨学金を受給した、リ・イフォンさんに話を聞きました

マレーシアから来日し、西南学院大学大学院の国際文化研究科国際文化専攻に進学しました。その際に、奨学金を受けることができ、大学院での2年間は学業に専念することができました。心から感謝しています。

マレーシアからの元留学生リ・イフォンさん(32)

卒業後は市内の企業に入社し、衣料品の輸入卸販売の仕事をしています。

まだまだ未熟ですが、将来は日本の社会に貢献し、恩返しができるように頑張ります。

◇　◇　◇

財団では、「福岡市レインボー留学生基金」への寄付金を少額から随時受け付けています。集まった寄付は、市内の指定大学に在籍する留学生を対象とする奨学金等に活用されます。寄付の詳細は、ホームページ(「よかトピア」で検索)で確認するか問い合わせ先へ。

■問い合わせ先／福岡よかトピア国際交流財団☎262・1744✉daihyo@fcif.or.jp

エンジニアが輝くまちに

市は、エンジニアが集まり、活躍し、成長するまちを目指す「エンジニアフレンドリーシティ福岡」の取り組みを進めています。交流拠点のエンジニアカフェでは、相談対応やイベント開催等でエンジニアの活動を応援しています。

エンジニアカフェ所中央区天神一丁目赤煉瓦(れんが)文化館内☎080-6742-7231

第3回 子育て世代のエンジニアを応援

エンジニアとして働きながら、南区で託児付きコワーキングスペース「レイジーナアキラ」を運営する若杉和枝さん(40)=写真=に話を聞きました。

東京の企業に在籍し、エンジニアとしてリモートで仕事をしています。自身の妊娠をきっかけに、育児休業中に勉強できる場所や、仕事と育児を両立できる環境があればと思い、託児付きのコワーキングスペース(仕事等でも利用できる共用スペース)を開設しました。

育児休業などで仕事のブランクがあると、復帰をあきらめてしまう人もいます。ここではエンジニアの仕事を紹介するなどして、子育て世代の仕事への復帰をサポートしています。

利用者の中には、実際に仕事に復帰したエンジニアや、ここで出会った利用者同士で新しいビジネスを始めた人もいます。

エンジニアカフェとも連携しながら、さまざまなコミュニティとのつながりも大切にしたいと思います。コワーキングスペースの運営を通じて、福岡が仕事と育児を両立しやすいまちになるよう、貢献したいと思います。

親子でtoio(トイオ)体験!
プログラミングもちょこっとね

ロボット知育玩具・toioで遊びます。簡単なプログラミングをしてキューブを動かし、スコアを競います。

期9月20日(月・祝)午後2時～5時対6歳以上の子どもと保護者(toio経験者も可)のペア。きょうだい児1人まで参加できます定3組(先着)申9月1日(水)からエンジニアカフェのホームページで受け付け。

■問い合わせ先／新産業振興課☎711-4333 F733-5748

9月1日～10日は屋外広告物適正化旬間
屋外広告物には許可が必要です

看板や広告塔などの屋外広告物は、住む人や訪れる人々にさまざまな情報を提供し、まちにぎわいをもたらしています。

その一方で、広告物が無秩序に、また大量に設置されると、景観や自然の美しさを損ねるだけでなく、落下や倒壊などの恐れもあります。市は、屋外広告物を正しく表示するためのルールを「福岡市屋外広告物条例」に定めています。

◆屋外広告物について

屋外広告物とは、営利・非営利を問わず、「常時または一定の期間継続して屋外で公衆に表示されるもので、看板、立て看板、張り紙、張り札ならびに広告板、広告塔などの広告物」のことをいいます。個人の所有する土地・建物に設置された屋外広告物も含まれます。

◆許可申請について

市内の屋外広告物は、条例で適用を除外される場合を除き、事前の許可が必要です。

また、すでに掲出している広告物を変更・改造または移設する場合や、許可期間満了後に継続する場合も、事前の許可が必要です。許可申請の手続きについては、市ホームページ(「福岡市　屋外広告物　許可申請」で検索)をご覧ください。

◆安全点検について

広告主や広告物の管理者は、掲出している屋外広告物の現状を定期的に点検し、安全性を確認する必要があります。落下や倒壊の恐れがある場合は、撤去や改修など適正に対処してください。台風の時期は特に、自主的な点検・確認をお願いします。

安全点検について専門的なアドバイスが必要な場合は、市に登録されている屋外広告業者にお尋ねください。詳しくは、市ホームページ(「福岡市　屋外広告業」で検索)に掲載しています。

■問い合わせ先／都市景観室☎711・4395 F733・5590

高齢者乗車券は申請が必要です　令和3年度の申請が済んでいない人は、郵送またはオンラインで申請してください。問高齢者乗車券郵送受付センター ☎0120-502-633 F0120-880-219